

令和7年8月12日

日常生活用具給付券の交付に係る要配慮個人情報等の漏えいについて

日常生活用具給付券を送付した際、封入書類の誤りによる要配慮個人情報等の漏えいがありました。詳細は下記のとおりです。

記

1 概要

8月5日に日常生活用具給付券を交付対象者50名へ送付しましたが、うち1名(市民A)に本人のものではない市民Bの給付券1枚が混入していたことが発覚しました。

当該給付券には、住所、氏名、生年月日、事業者名、利用者負担に関する金額のほか、要配慮個人情報にあたる日常生活用具の使用有無の記載がありました。

2 経過

【8月7日】

14時00分頃 市民Aから入電。「自分の給付券とは別に、別人の給付券が同封されている」との連絡が入る。

15時30分頃 職員が市民A宅を訪問し封入物を確認。市民Bの給付券1枚を回収。

16時30分頃 市民Bに架電し経緯を説明の上、誤送付について謝罪。個人情報が市民Aに漏えいしたこと及び市民Aから給付券を回収し、漏えいの拡大には至らないことを説明(架電時、市民Bの給付券は未着)。

【8月8日】

13時45分頃 市民B宅を訪問し本人の給付券が送付されていることを確認。
改めて経緯を説明の上、謝罪。

3 送付書類の確認状況

市民A及びBを除く48名中45名については、封入書類に間違いがないことを確認しました。残り3名については現在確認中です(8月12日午前10時現在)。

4 原因

封入作業における確認体制が不十分であり、複数枚の文書を封入する過程で他の方の給付券が混入し、そのまま発送してしまったこと。

5 再発防止策

- ・封入作業手順の見直しとチェック体制の強化を図り、封入書類の確認を徹底する。
- ・封入書類の枚数を減らし、事務の効率化を図る。

担当:障がい福祉課 自立支援係
課長 市川、係長 高橋
電話 024-525-3746(直通)